

「船員保険生涯健康生活支援事業」(仮称)の実施について(案)

平成 23 年 1 月

1 基本的な考え方

船員保険加入者一人ひとりの健康増進を図ることを目的として、次のような基本的な考え方の下に、平成 23 年度より、「船員保険生涯健康生活支援事業」(仮称)を実施する。

- (1) 事業の基本的なねらいは、船員保険加入者の生涯を通じた健康生活の支援
 - 加入者一人ひとりの生涯を通じた健康生活の確保が事業の最も基本的なねらい。健診・保健指導の受診率の向上はそのための手段。
 - 健康生活の確保が加入者一人ひとりの生活の質の向上につながり、中長期的には医療費の削減にも寄与。
- (2) 当面 3 年間で重点的な取組み期間と位置付け、計画的・継続的に事業展開
 - 健康づくりの事業は単年度で成果が期待できるものではなく、計画的・継続的な取組みが必要であることから、当面、平成 23 年度からの 3 カ年に重点的な取組み。
 - P D C A サイクルを有効に機能させるため、船員労使と外部専門家で構成する会議体を設け、事業実施状況の検証・評価、改善等を継続的に実施。
- (3) 船員労使との連携の下、外部リソースの有効活用を図り、効果的に事業実施
 - 加入者一人ひとりの主体的な取組みにつながるよう、船員労使との連携の下、保険者である協会が中心となり、生涯健康生活の支援に資する事業を積極的に実施。
 - 事業を効果的に実施するため、それぞれの事業ごとに最も的確な事業ノウハウを有する外部リソースを有効に活用。

2 主な事業内容(案)

- (1) 健康状況に応じた加入者一人ひとりの心に響く働きかけ

健診を受けても自らの健診の結果を見ていなかったり、覚えていない受診者が多い現状を踏まえ、健診結果票の送付とは別に、個々の加入者の健康状況に応じたオーダーメイドの情報提供(冊子またはWeb)を行い、加入者一人ひとりの意識・行動の変化につなげる。

23年度は、生活習慣病予防健診を受診する35歳以上の被保険者を対象として、冊子及びWebによる情報提供を行う(対象者数は、最大2万人程度の見込み)。

(2) テーマを絞った重点的な普及啓発

船員保険加入者の健康増進を図る上で必要性が高いテーマについて、外部専門家の知見を活かした良質の普及啓発素材を作成し、配布する。

23年度は、「糖尿病の予防と治療」及び「薬の賢い使い方」の2テーマを取り上げ、普及啓発素材を作成し、全被保険者に配布を行う。

(3) 船員労使団体等が開催する研修会等への講師の派遣(出前健康講座)

船員労使団体等が開催する各種研修会等に外部専門家を講師として派遣し、加入者の健康増進の意識啓発につなげる。

23年度は、各ブロック1か所程度への講師の派遣を行う。

(4) 関連データを活用した調査研究

レセプトデータ(電子データ)、健診データ等を活用し、加入者の疾病・受診動向や健康状況の把握・分析を行うとともに、これを踏まえた効果的な保健事業のあり方に関する調査研究に着手する。

(5) 効果的な事業実施のための進捗管理

船員保険協議会の下に設置している「保健・福祉事業のあり方に関するワーキング」の拡大大会合の形で、外部専門家をまじえ、事業の実施に係る進捗管理を的確に行い、PDCAサイクルを有効に機能させる。

(備考)

上記の各事業のほか、特定の地域・職域におけるパイロット事業(例えば、糖尿病のハイリスク者を対象とした重症化防止のための取組み)について検討を行い、目途がつけば実施する。

3 予算措置

23年度予算において、災害保健福祉保険部門の事業費に船員保険生涯健康生活支援事業特別事業費(仮称)として所要額を計上する。

事業実施に際しては、「保健・福祉事業のあり方に関するワーキング」の意見も踏まえ、極力、効率的な執行に努める。

(以上)